様式第８（第７条第２項関係）

認定書

番　　号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第１２条第１項の規定に基づき、下記１の者は、下記２の中核的研究機関と共同して行う下記１の研究、下記２の中核的研究機関が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益である下記１の研究又は下記２の中核的研究機関が行った研究の成果を活用する下記１の研究に必要な下記２の施設を当該中核的研究機関の敷地内に整備し、当該施設においてその研究を行おうとするものであることを認定する。

年　　月　　日

防衛大臣　　印

記

１　研究の概要及び当該研究を行う国以外の者
２　中核的研究機関の名称及びその敷地内に整備する施設の概要
３　２の施設を整備し、当該施設において研究を行う場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で国に提供すること又は研究の成果を国に報告することを条件とすること。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第８（第７条第２項関係）

認定書

番　　号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令第１２条第１項の規定に基づき、下記１の者は、下記２の中核的研究機関と共同して行う下記１の研究、下記２の中核的研究機関が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益である下記１の研究又は下記２の中核的研究機関が行った研究の成果を活用する下記１の研究に必要な下記２の施設を当該中核的研究機関の敷地内に整備し、当該施設においてその研究を行おうとするものであることを認定する。

年　　月　　日

防衛大臣　　印

記

１　研究の概要及び当該研究を行う国以外の者
２　中核的研究機関の名称及びその敷地内に整備する施設の概要
３　２の施設を整備し、当該施設において研究を行う場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で国に提供すること又は研究の成果を国に報告することを条件とすること。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年一月十七日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年一月十七日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四〇―五一

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（期末手当に係る在職期間） **第五条**　（略） ２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一～四　（略）	（期末手当に係る在職期間） **第五条**　（略） ２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一～四　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
五　休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その二分の一の期間 イ・ロ　（略） ハ　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第十二項第一号の研究公務員及び国立教育政策研究所の職員のうち専ら研究に従事する者（研究職俸給表の適用を受ける者で職務の級が一級であるものを除く。）の国と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究に係る業務に従事することによる休職の期間のうち人事院の定める期間 六　（略）	五　休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その二分の一の期間 イ・ロ　（略） ハ　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第十一項第一号の研究公務員及び国立教育政策研究所の職員のうち専ら研究に従事する者（研究職俸給表の適用を受ける者で職務の級が一級であるものを除く。）の国と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究に係る業務に従事することによる休職の期間のうち人事院の定める期間 六　（略）